

医療機関（かかりつけ医）における手順

①医療機関（かかりつけ医）は、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者から電話相談（受診してしまった場合も含む）があった場合、地域外来・検査センターへの紹介の考え方 1）の患者さんは従来通り『保健所』の帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

地域外来・検査センターへの紹介の考え方 2）の通り、PCR検査が必要と判断した場合は、徳島県医師会事務局（「帰国者・接触者相談センター」を担います、以下省略）に電話連絡（088-622-0264）し、「地域外来・検査センター」の検査の受診調整を依頼してください（10時から16時まで）。

②徳島県医師会事務局は、PCR検査の受付（検体採取は原則翌日）をいたします。（地域外来・検査センターへの考え方の1. に該当の患者さんでないか確認させていただきます）

③医療機関（かかりつけ医）は、問診票の太枠内の項目を記載し、徳島県医師会事務局へ電話の後16時までに送付書を付けてFAX（088-623-5679）でお送りください。

④医療機関（かかりつけ医）は当該患者に、電話により、「地域外来・検査センター」の受診日時、受診場所、受診方法などについて、徳島県医師会事務局から電話（14時～18時までの間に連絡）があることをお伝えください。

⑤徳島県医師会事務局は、患者に対し電話で「地域外来・検査センター」の受診日時、受診場所、受診方法などをお伝えするとともに、予め、検査結果の伝達方法についてお伝えします（陽性の場合には、保健所から連絡があり、積極的疫学調査として行動履歴等の確認の協力要請があることを伝達します）。

⑥「地域外来・検査センター」での検体採取は、原則翌日に行われます。検査は保健製薬環境センターにおいて実施されます。医療機関に対して、結果は、陽性の場合は採取当日、もしくは翌日に保健所から連絡がありますが、合わせて発生届の依頼がありますので、よろしくお願ひいたします。